

が所在する那覇西地域について、まちづくりの基本方針の一つとして、「福州園や天妃宮などを核とし歴史性を活かしたクニングのまちづくり」として  
いる。

上記基本方針については、平成24年3月に改定された那覇市都市計画マスタープラン（乙2）においても、維持されている。

- (5) 平成13年4月、参加人、周辺自治会、周辺小中高等学校等合計12団体から、那覇市に対し、「松山都市公園の拡張整備について」と題する要請書が提出された（乙3）。

その内容は、松山公園に隣接している旧久米郵便局跡地を、福州園と一体となった旧久米村を象徴する歴史的景観を有する都市公園として拡張整備してほしいというものであった。

- (6) 平成15年9月、那覇市において、松山公園周辺土地利用計画案（乙4）が策定され、公園の整備理念を、「久米村における中国との交流拠点としての歴史性、文化性、精神性に基づいた、地域社会に開かれた公園・まちづくり」とし、整備方針として、「①久米村の歴史性、文化性、儒学的精神性のシンボルとして、また、公園施設のシンボルとして大成殿を整備する。②地域のことがよく分かる学習機能を持った施設の整備を図る。」などとした。

- (7) 前記の松山公園の整備理念、方針のもとに、松山公園の整備が下記のとおり進められた。

那覇市は、都市計画法に基づき、松山公園の整備について那覇広域都市計画公園事業3・3・那9号松山公園として、平成17年9月、沖縄県知事から事業認可を受け、さらに、平成23年3月、同事業につき事業施行期間の延長を理由とする事業計画変更の認可を受けた（乙5、6）。

那覇市は、国との間で、公園用地の一部である国有地について、平成18年6月、国有財産無償貸付契約を締結した（甲7）。

- (8) 参加人は、那覇市長に対し、平成22年11月15日付けで公園施設設置許可申請及び使用料減免申請をし（乙11、12）、これに対し、那覇市長は、平成23年3月31日付けで設置の許可をするとともに、使用料を全額

免除とした（甲2）。その後、本件施設につき設計変更の必要が生じたことから、同年9月14日付けで上記設置許可の変更許可がなされた（乙14）。

久米崇聖会は、平成24年3月20日、本件施設の工事に着手し（乙14）、平成25年4月30日に工事完了届を提出した（乙15）。

- (9) その後、当初期間の満了により、久米崇聖会は、平成26年3月18日付けで公園施設設置許可の更新申請及び使用料の減免申請をし（乙16, 17）、那覇市長は、同年3月28日付けで本件設置許可をし（乙18）、同日付けで使用料を全額免除とした（乙19）。

### 3 本件設置許可の根拠、目的

那覇市は、本件施設につき、地域の歴史文化を普及し継承する施設であり、都市公園法2条2項6号の教養施設、うち同法施行令5条5項1号の体験学習施設として、都市公園法5条2項に基づき、本件設置許可をした。

本件設置許可の目的は、本件設置許可の申請書（乙16）及び本件設置許可書（乙18）にもあるとおり、久米村の歴史・文化を伝える本件施設について、公園利用者をはじめ、広く県内外の人々に参観・学習（講座）の場を提供するものである。

また、前記2(4), (6)のとおり、那覇市は、那覇市都市計画マスタープラン（乙1）において、松山公園が所在する那覇西地域について、まちづくりの基本方針の一つとして、「福州園や天妃宮などを核とし歴史性を活かしたクニダのまちづくり」とし、松山公園周辺土地利用計画案（乙4）にて、松山公園の整備理念を「久米村における中国との交流拠点としての歴史性、文化性、精神性に基づいた、地域社会に開かれた公園・まちづくり」とし、松山公園の整備方針を「①久米村の歴史性、文化性、儒学的精神性のシンボルとして、また、公園施設のシンボルとして大成殿を整備する。②地域のことがよく分かる学習機能を持った施設の整備を図る。」などとしているところ、本件施設の設置は、上記まちづくりの基本方針、松山公園の整備理念及び整備方針に合致していることから、本件施設について当初の設置許可をし、本件設置許可にてこれを更新したものである。

#### 4 本件施設の性格—本件施設は宗教的施設ではないこと

##### (1) 本件施設の沿革

本件施設は、琉球王国時代に久米村に建てられた孔子廟や明倫堂を再建したものである。

明倫堂は、琉球における最初の公立学校とされている。

参加人準備書面1の第4の2エ(イ)のとおり、本件施設は、もともと現在の那覇市久米地区に存在していたが、戦災で焼失し、跡地の大部分が道路用地とされたため、元の場所では再建することができず、大成殿のみ那覇市若狭地区に再建されていたものである。

参加人準備書面1の第1の1(4)イのとおり、本件施設では、那覇市若狭地区内に設置されていた間から現在まで、一般市民に対して講座が開かれており(丙1, 2, 乙2 1ないし2 3), 教養施設として利用されてきたものである。

##### (2) 本件施設の内容等

本件施設は、大成殿, 啓聖祠, 明倫堂・図書館, 至聖門及び御庭空間等からなる。

本件施設は、一般に対して無料で公開されている。

本件施設のうち明倫堂においては、参加人は、同会の会員及び一般市民を対象として、無料の公開講座を開催し、大学教授等を講師に迎え、論語の研究や、琉球及び久米村の歴史、文化等に関する種々の講座が開催されている(乙2 1ないし2 3, 丙1ないし3)。また、明倫堂の講堂及び展示場は、参加人の定めた利用規程(乙2 5)にしたがい一般の利用に供されている。

##### (3) 儒学は宗教ではなく学問であること

この点については、参加人準備書面1の第4の2(1)アの主張を援用する。

上記参加人の主張のとおり、日本において、儒学(儒教)は、学問として受容されている。儒学とは、四書五経などの經典の研究を通じて、孔子の唱える倫理政治規範を体系化した学問のことをいうところ、江戸時代の日本においても、琉球王国時代の沖縄においても、儒学は上記のとおりの実社会に

における実践的な学問として受容された。久米村においては、まさに上記のような実社会における実践的な学問である儒学の教育がなされており、久米村出身の程順則が、教育機関として本件施設のうちの一つである明倫堂の建設を建議したことや、中国から「六論衍義」を持ち帰り、同書が沖縄のみならず全国の藩校や寺子屋で儒学の教科書として用いられたことは著名である。

沖縄を含む日本において受容された儒学は、このように実社会における実践的な学問であって、「超自然的、超人間の本質の存在を確信し、畏敬崇拝する心情と行為」のような宗教ではない。

(4) 本件施設は宗教的施設ではない。

この点については、参加人準備書面1の第4の2(1)イ(i) iの主張を援用する。

上記参加人の主張のとおり、本件施設は、学問として受容された孔子の教えを学び研究するとともに、約570年前に渡来して中国文化を伝承した久米三十六姓の功績についての歴史を研究し、沖縄を含む東洋文化を伝えることを目的とする施設であって、宗教的活動を目的とする施設ではない。

(5) 本件施設において行われる行事に釋奠祭禮があるところ、同行事は、宗教的儀式ではない。

この点については、参加人準備書面1の第4の2(1)イ(ii) iiの主張及び参加人準備書面3の第2ないし第4の各主張を援用する。

上記参加人の主張のとおり、釋奠祭禮は、学問として受容された孔子の教えを広めるとともに、約570前に渡来して中国文化を伝承し琉球王国の発展に寄与した久米三十六姓の歴史や、久米村と中国との外交・交流の歴史を保存することで、沖縄独特の文化・歴史を守り、沖縄を含む東洋文化を伝えることを目的とするものであって、宗教的儀式ではない。

(6) 参加人は、憲法20条1項後段にいう宗教団体、憲法89条にいう宗教上の組織若しくは団体には当たらない。

この点については、参加人準備書面1の第4の2(1)ウの主張を援用する。

5 使用料免除の根拠